

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の見直し を求める意見書

平成20年4月より、長寿医療制度がスタートしました。

この制度は、少子高齢化が進んでいく中で、高齢者の医療を、高齢者、現役世代、公費で支え、国民皆保険制度を堅持する目的で創設されたものです。

しかしながら、制度発足当初は、制度の周知不足や保険料の考え方、年金からの天引きなどについて、批判がありました。

政府・与党は、こうした声を受けて、6月12日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」として、所得の低い方への保険料の軽減対策や、年金からの保険料徴収の口座振替への変更などの改善策を決定しました。

所得の低い方への保険料軽減対策については、今回の対策に先駆けて、62区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合と連携を図り、すでに実施しておりましたが、今回の措置は、国の財源措置も含めて、さらに拡充されたものと認識しています。また、終末期相談支援料の凍結、後期高齢者診療料の再検証など、医療のあり方についても検討がなされるものと思います。

本来、長寿医療制度は、国の責任の下に、国民皆保険の一環として、国民が安心して医療を受けることで、健康な生活を保障する制度であり、その財源を含め、国が責任をもって、仕組みを保障すべきものと考えております。

区民の生活にもっとも身近な自治体である、区としては、国の低所得者に対する対策をきめ細かく充実させるほか、75歳以上の高齢者の方を含めた、住民への十分な周知や、長寿医療制度の運営に係る財政支援を強く求めるものです。さらに、この制度の基本的な枠組みを維持しつつも、真に持続可能な安定的な制度としていくためには、負担のあり方、医療のあり方など、より一層の改善を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成20年7月4日

千代田区議会議長
高山はじめ

内閣総理大臣

あて

厚生労働大臣